

建築基準法第52条第1項第7号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号及び別表第3（に）欄5の項並びに第56条第1項第2号ニの規定に基づく容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度及び建築物の各部分の高さの最高限度の指定について、次のとおり公告し、当該案を閲覧に供します。

なお、当該案について、閲覧期間満了の日までに、京都市に意見を提出することができます。

平成28年9月7日

京都市長 門川 大作

1 指定する区域

京都市西京区御陵大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目及び大枝北沓掛町七丁目の各一部並びに京都市伏見区醍醐北端山の一部

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課（北庁舎2階）

3 閲覧期間

平成28年9月7日（水）から同月23日（金）まで

（注）当該案についての意見書を提出しようとする場合は、住所、氏名及び同案についての意見を記載した文書を、上記閲覧期間内に、〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

（都市計画局建築指導部建築指導課）